

令和6年8月26日

道路局 国道・技術課

橋梁等の2023年度(令和5年度)点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報(2巡目)の公表～

- 2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検、2023年度に2巡目点検が完了し、2024年度から3巡目点検が実施されています。
- 今般、2023年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

○主なポイント

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検実施状況(p1)

- 2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況は、
橋梁:99.4%、トンネル:98.6%、道路附属物等:99.3%
と、概ね100%となっています。

2. 橋梁の修繕等措置の実施状況(p3～p4、p12)

- 1巡目(2014～2018年度)点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳ^{*}の橋梁における修繕等措置の着手率は、国、高速道路は100%の一方、地方公共団体は83%と約2割が未着手と低水準になっています。

※判定区分Ⅲ:早期に措置を講ずべき状態 判定区分Ⅳ:緊急に措置を講ずべき状態

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁を管理する地方公共団体1,712団体の修繕等措置の着手率は、
 - ・着手率100%が 894団体(52%)
 - ・着手率50%以上100%未満が659団体(39%)
 - ・着手率50%未満が 159団体(9%)となっており、修繕が必要な橋梁に対する措置の実施状況に差がある状況です。

- 1巡目点検で、判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕等措置の完了率は、全体で67%と約3割で未完了、また、他の橋梁と比べて跨線橋は59%と低水準になっています。

3. 措置が必要な橋梁の状況(p8)

- 2巡目点検終了時で、1巡目点検終了時と比較して建設後50年を経過した橋梁数が増加(約13万橋⇒約21万橋)している一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少(約6.9万橋⇒約5.6万橋)しています。

道路メンテナンス年報は、以下のWebページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

<問い合わせ先>

道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 竹田、中村(内線 37892、37863)

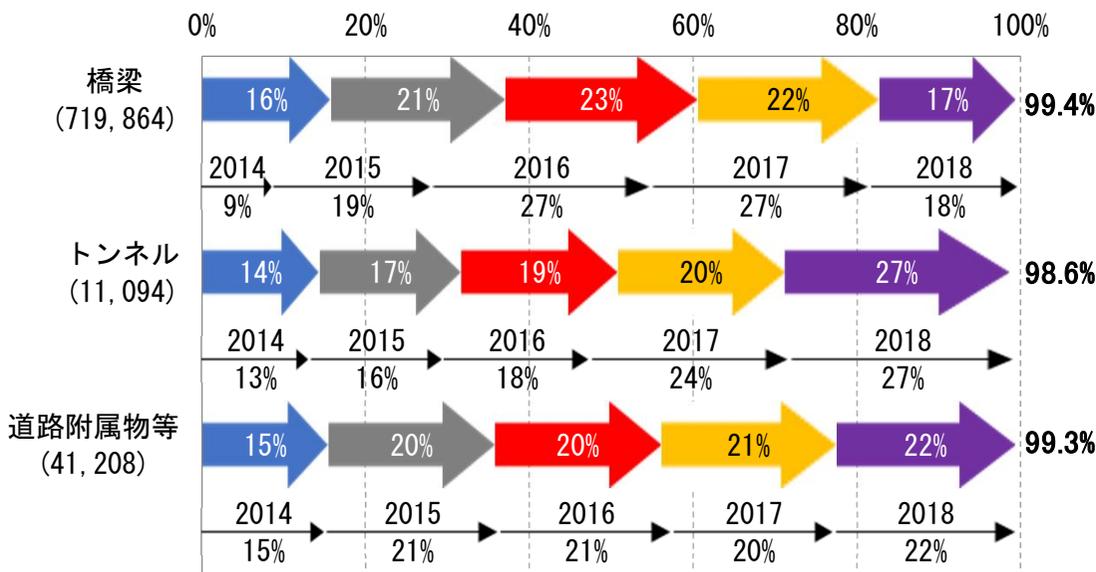
(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8494

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 2巡目(2019～2023年度)

- 全道路管理者の2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況は、橋梁:99.4%、トンネル:98.6%、道路附属物等※:99.3%と、概ね100%となっている。
- 全道路管理者の2019～2023年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:8%、トンネル:29%、道路附属物等:12%

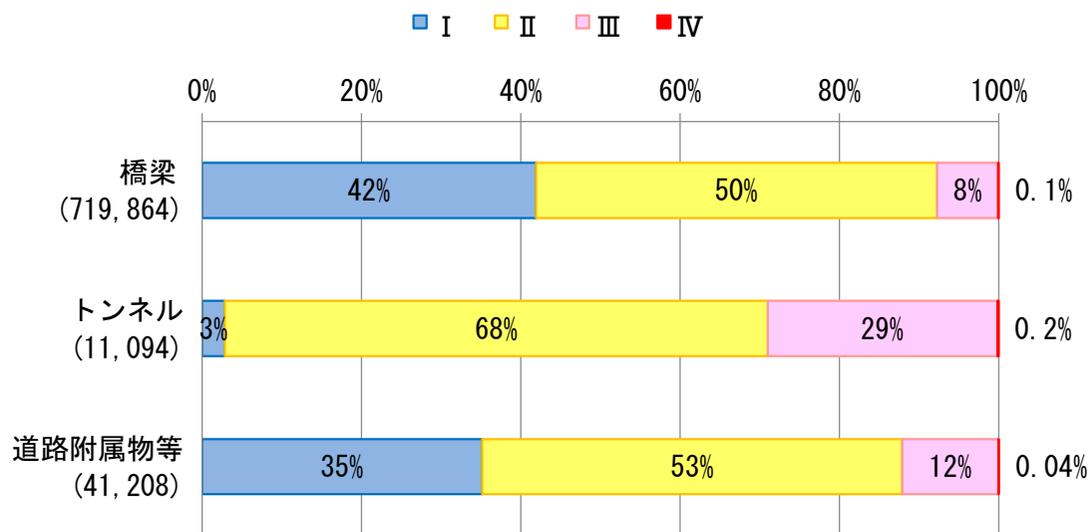
※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

2巡目(2019～2023年度)の点検実施状況



※()内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2巡目(2019～2023年度)の点検結果



※()内は、2019～2023年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

判定区分Ⅲ

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理 床版鉄筋露出
※床版：橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

判定区分Ⅳ

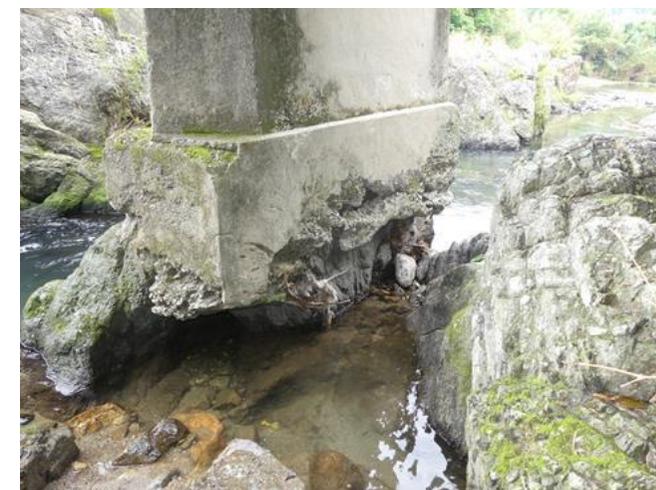
緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



地方自治体管理 床版鉄筋露出



地方自治体管理 橋脚洗掘

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:83%、完了した割合は、国土交通省:82%、高速道路会社:85%、地方公共団体:66%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点			
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	3,340	3,340 (100%)	2,724 (82%)	0 (0%)	2014	95%					100%	3,283 (98%)	2,254 (67%)
					2015	90%					100%		
					2016	83%					100%		
					2017	78%					100%		
					2018	65%					100%		
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,164 (85%)	0 (0%)	2014	88%					100%	2,352 (93%)	1,893 (75%)
					2015	93%					100%		
					2016	87%					100%		
					2017	90%					100%		
					2018	74%					100%		
地方公共団体	60,482	50,129 (83%)	39,688 (66%)	10,353 (17%)	2014	80%					90%	41,868 (68%)	32,188 (53%)
					2015	72%					87%		
					2016	67%					83%		
					2017	57%					77%		
					2018	54%					79%		
都道府県 政令市等	19,814	18,238 (92%)	14,298 (72%)	1,576 (8%)	2014	87%					97%	16,697 (83%)	12,420 (62%)
					2015	79%					95%		
					2016	72%					91%		
					2017	62%					87%		
					2018	63%					92%		
市区町村	40,668	31,891 (78%)	25,390 (62%)	8,777 (22%)	2014	75%					85%	25,171 (61%)	19,812 (48%)
					2015	69%					84%		
					2016	64%					80%		
					2017	55%					73%		
					2018	49%					70%		
合計	66,354	56,001(84%)	44,576(67%)	10,353(16%)		67%					84%	47,503(71%)	36,335(54%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

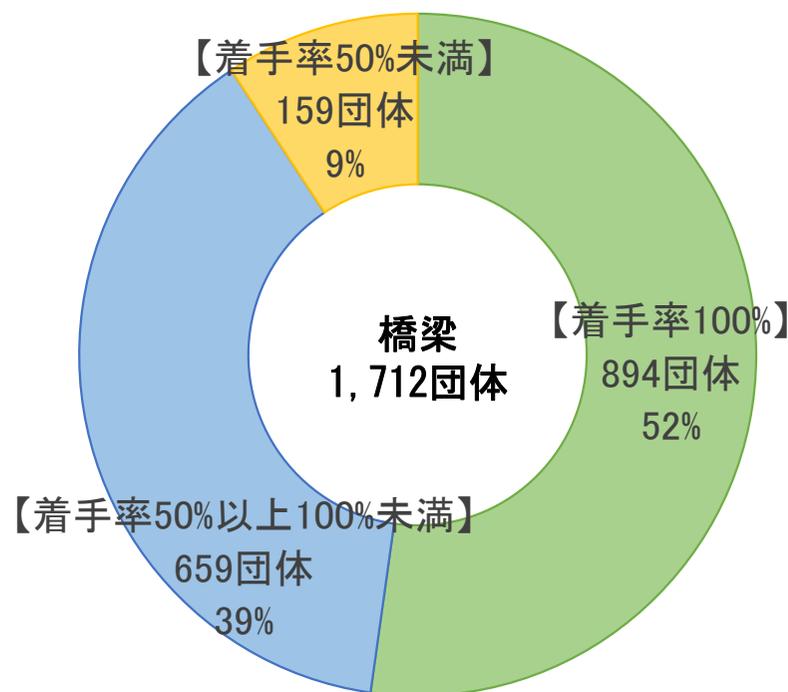
完了済

着手済

1巡目点検(2014-18)の実施施設(橋梁)に対する地方公共団体の修繕等措置の着手状況

- 1巡目点検(2014-2018年度)において早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁に着手した割合は、地方公共団体によって差があり、1巡目点検で区分Ⅲ又はⅣと判定された施設を管理している1,712団体のうち、
- ・ 着手率100%の地方公共団体が894団体(52%)ある一方で、
 - ・ 着手率50%以上100%未満が 659団体(39%)
 - ・ 着手率50%未満が 159団体(9%)
- であり、地方公共団体によって差がでてきている。

1巡目点検判定区分ⅢⅣ施設に対する修繕等措置の着手状況



※点検対象外等となり、現在、1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設を管理していない団体を除く。

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:100%、高速道路会社:100%、地方公共団体:95%、完了した割合は、国土交通省:98%、高速道路会社:95%、地方公共団体:82%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2022年度末時点			
				点検年度	0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	503	503 (100%)	494 (98%)	0 (0%)	2014	100%					100%	497 (99%)	451 (89%)
					2015	98%					100%		
					2016	97%					100%		
					2017	97%					100%		
					2018	100%					100%		
高速道路会社	692	692 (100%)	656 (95%)	0 (0%)	2014	97%					100%	687 (99%)	635 (92%)
					2015	98%					100%		
					2016	98%					100%		
					2017	89%					100%		
					2018	84%					100%		
地方公共団体	3,131	2,964 (95%)	2,566 (82%)	167 (5%)	2014	88%					94%	2,862 (91%)	2,246 (71%)
					2015	88%					97%		
					2016	89%					99%		
					2017	83%					96%		
					2018	71%					90%		
都道府県 政令市等	2,315	2,299 (99%)	2,093 (90%)	16 (1%)	2014	98%					100%	2,296 (99%)	1,888 (81%)
					2015	90%					98%		
					2016	92%					99.6%		
					2017	90%					99.6%		
					2018	87%					99%		
市区町村	816	665 (81%)	473 (58%)	151 (19%)	2014	67%					83%	566 (69%)	358 (43%)
					2015	70%					85%		
					2016	73%					94%		
					2017	54%					82%		
					2018	52%					78%		
合計	4,326	4,159(96%)	3,716(86%)	167(4%)		86%					96%	4,046(93%)	3,332(77%)

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(9年経過):100%、2015年度点検実施(8年経過):100%、2016年度点検実施(7年経過):100%、2017年度点検実施(6年経過):100%、2018年度点検実施(5年経過):100%

完了済

着手済

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

○ 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:64%、高速道路会社:45%、地方公共団体:47%、完了した割合は、国土交通省:19%、高速道路会社:20%、地方公共団体:21%

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2023年度末時点	
				点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)
国土交通省	3,716	2,380 (64%)	1,336 (36%)	2019	37% 96%
				2020	24% 85%
				2021	17% 69%
				2022	13% 47%
				2023	2% 17%
高速道路会社	2,714	1,223 (45%)	1,491 (55%)	2019	49% 87%
				2020	25% 63%
				2021	17% 43%
				2022	12% 35%
				2023	1% 8%
地方公共団体	49,315	23,342 (47%)	25,973 (53%)	2019	39% 66%
				2020	32% 63%
				2021	19% 51%
				2022	9% 31%
				2023	2% 17%
都道府県 政令市等	17,064	9,797 (57%)	7,267 (43%)	2019	44% 78%
				2020	36% 76%
				2021	20% 62%
				2022	9% 44%
				2023	3% 22%
市区町村	32,251	13,545 (42%)	18,706 (58%)	2019	36% 60%
				2020	30% 56%
				2021	18% 46%
				2022	9% 24%
				2023	2% 14%
合計	55,745	26,945(48%)	28,800(52%)		21% 48%

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2019年度点検実施(4年経過):80%、2020年度点検実施(3年経過):60%、2021年度点検実施(2年経過):40%、2022年度点検実施(1年経過):20%

完了済

着手済

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

○ 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2023年度末時点で国土交通省:64%、高速道路会社:52%、地方公共団体:57%、完了した割合は、国土交通省:28%、高速道路会社:30%、地方公共団体:29%

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	2023年度末時点	
					点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)
国土交通省	421	269 (64%)	116 (28%)	143 (36%)	2019	61% 94%
					2020	43% 85%
					2021	18% 63%
					2022	4% 51%
					2023	4% 20%
高速道路会社	421	219 (52%)	128 (30%)	202 (48%)	2019	54% 86%
					2020	43% 80%
					2021	33% 55%
					2022	30% 50%
					2023	2% 6%
地方公共団体	2,375	1,360 (57%)	692 (29%)	1,015 (43%)	2019	63% 85%
					2020	46% 84%
					2021	34% 74%
					2022	18% 50%
					2023	3% 14%
都道府県政令市等	1,815	1,179 (65%)	629 (35%)	636 (35%)	2019	68% 91%
					2020	49% 86%
					2021	37% 78%
					2022	20% 55%
					2023	2% 12%
市区町村	560	181 (32%)	63 (11%)	379 (68%)	2019	36% 59%
					2020	27% 71%
					2021	13% 45%
					2022	9% 34%
					2023	4% 15%
合計	3,217	1,848(57%)	936(29%)	1,369(43%)		29% 57%

↑: 2023年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

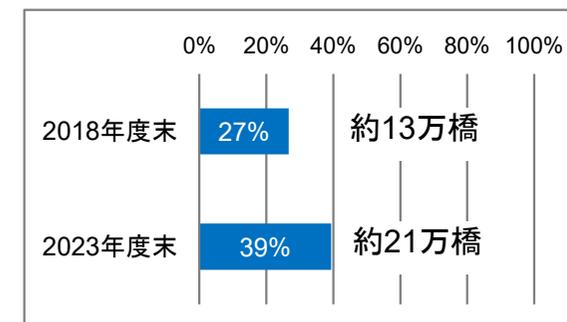
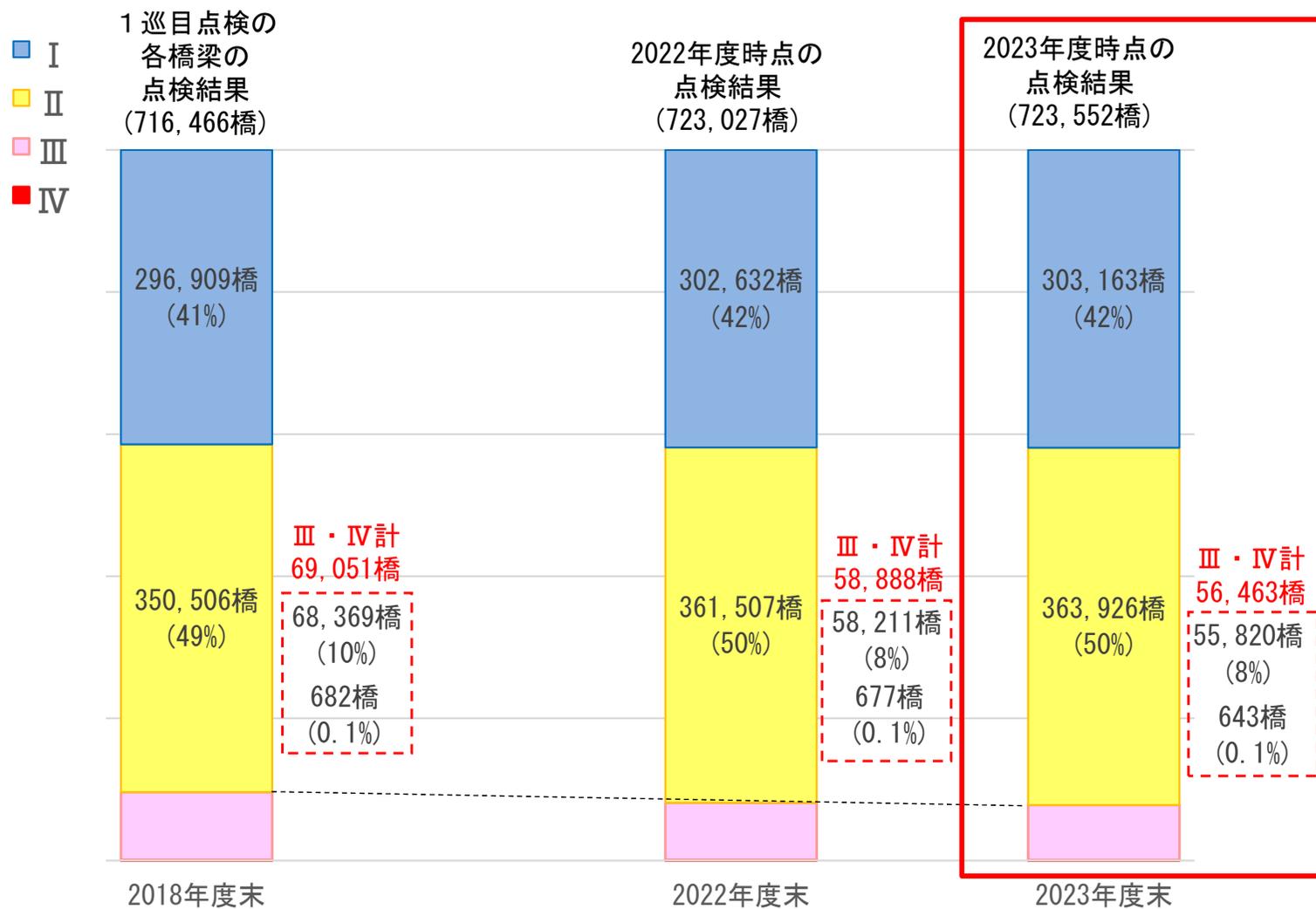
2019年度点検実施(4年経過):80%、2020年度点検実施(3年経過):60%、2021年度点検実施(2年経過):40%、2022年度点検実施(1年経過):20%

完了済

着手済

2023年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：42%、Ⅱ：50%、Ⅲ：8%、Ⅳ：0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は56,463橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。



(参考) 建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

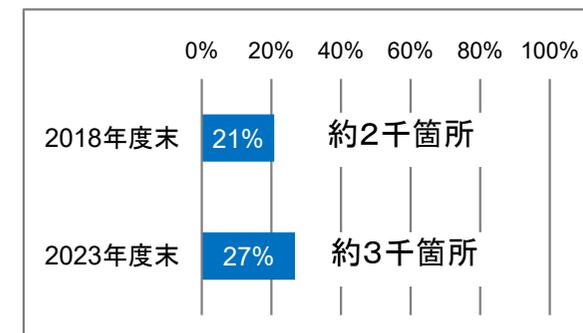
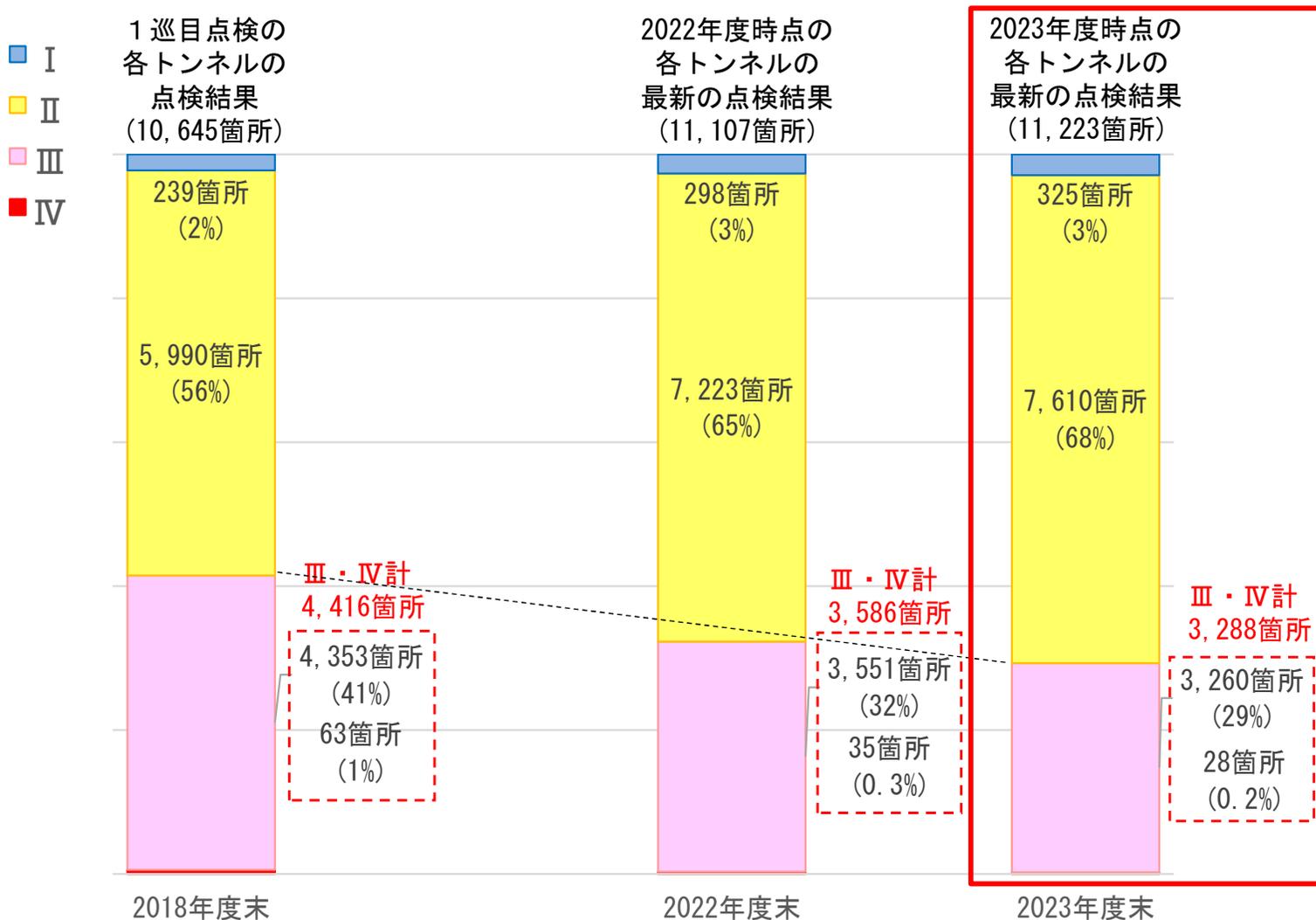
2023年度末時点の点検にて判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置実施状況

○ 2023年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:64%、高速道路会社:45%、地方公共団体:48%、完了した割合は、国土交通省:19%、高速道路会社:20%、地方公共団体:21%

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数
国土交通省	3,724	2,388 (64%)	716 (19%)	1,336 (36%)
高速道路会社	2,714	1,223 (45%)	530 (20%)	1,491 (55%)
地方公共団体	50,025	23,801 (48%)	10,611 (21%)	26,224 (52%)
都道府県 政令市等	17,227	9,932 (58%)	3,976 (23%)	7,295 (42%)
市区町村	32,798	13,869 (42%)	6,635 (20%)	18,929 (58%)
合計	56,463	27,412(49%)	11,857(21%)	29,051(51%)

2023年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2023年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ：3%、Ⅱ：68%、Ⅲ：29%、Ⅳ：0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,288箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。



(参考) 建設後50年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。



2023年度末時点の点検にて判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置実施状況

- 2023年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省:64%、高速道路会社:52%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:28%、高速道路会社:30%、地方公共団体:30%

管理者	措置が必要な 施設数(A)	措置に着手済 の施設数(B)	うち完了(C)	未着手 施設数
国土交通省	421	269 (64%)	116 (28%)	152 (36%)
高速道路会社	421	219 (52%)	128 (30%)	202 (48%)
地方公共団体	2,446	1,410 (58%)	726 (30%)	1,036 (42%)
都道府県 政令市等	1,831	1,195 (65%)	643 (35%)	636 (35%)
市区町村	615	215 (35%)	83 (13%)	400 (65%)
合計	3,288	1,898(58%)	970(30%)	1,390(42%)

1 巡目点検の実施施設における跨線橋及び緊急輸送道路等の橋梁の修繕等措置の実施状況

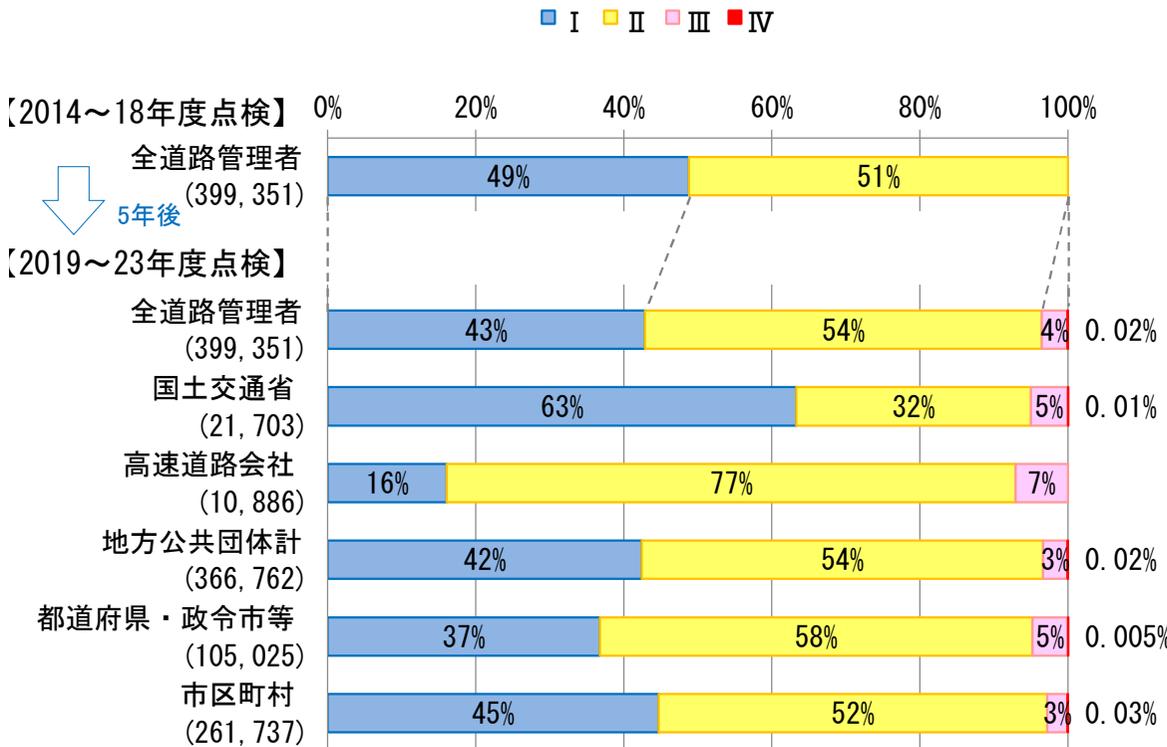
- 1巡目点検(2014～2018年度)で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された跨線橋及び緊急輸送道路等の橋梁のうち、修繕等の措置が完了した割合は、2023年度末時点で、跨線橋 59%、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 77%、緊急輸送道路を構成する橋梁 79%であり、跨線橋の措置完了率が低くなっている。

	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数 B	うち完了 C
		(B/A)	(C/A)
跨線橋	2,030	1,911 (94%)	1,199 (59%)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	1,830	1,744 (95%)	1,403 (77%)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	13,395	13,109 (98%)	10,595 (79%)
(参考)全橋梁	66,354	56,001 (84%)	44,576 (67%)

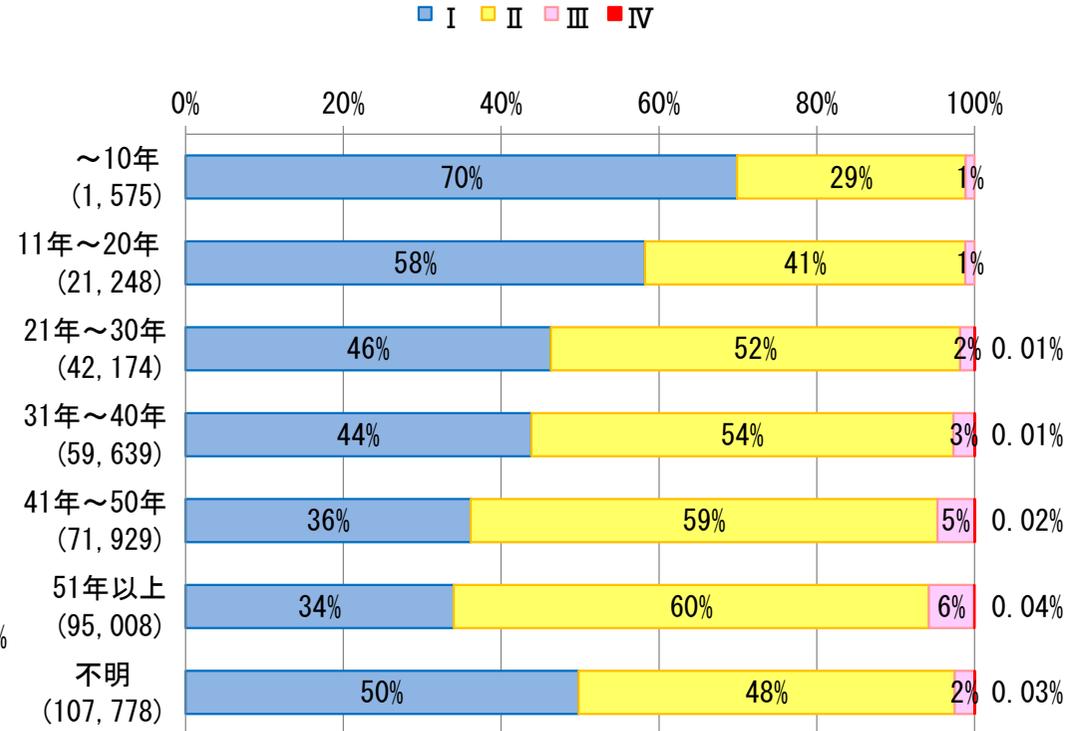
1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(橋梁)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

道路管理者別の遷移状況



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施した橋梁の合計

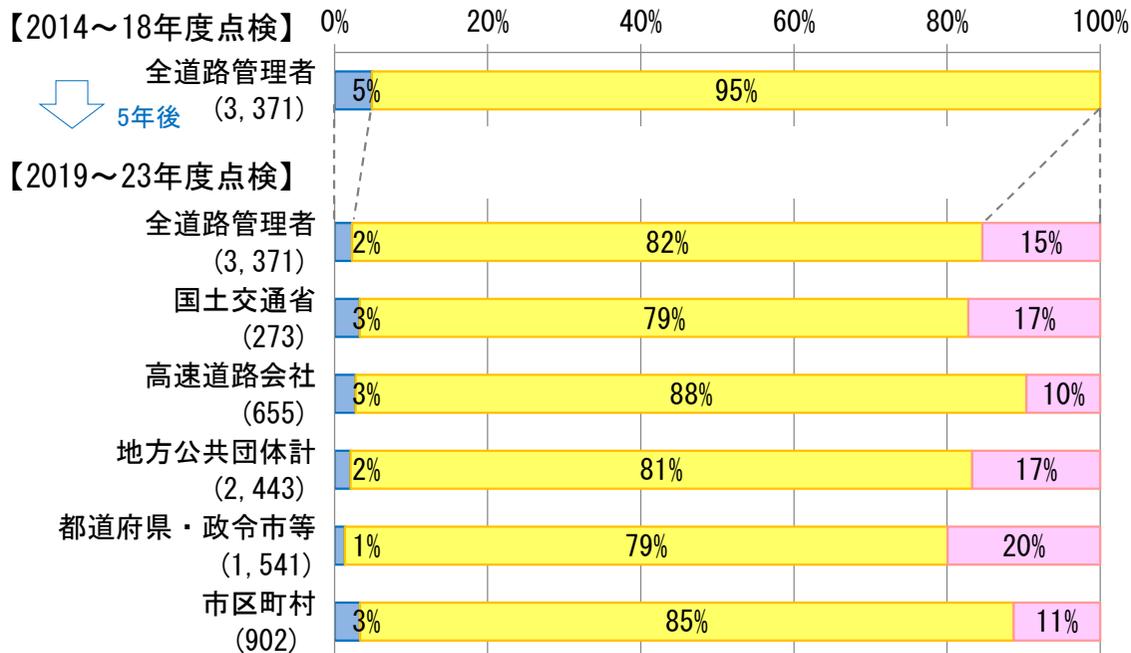
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

1巡目から2巡目点検における判定区分Ⅰ・Ⅱの遷移状況(トンネル)

- 1巡目の2014年度～2018年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(区分Ⅰ・Ⅱ)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2023年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で15%
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっている。

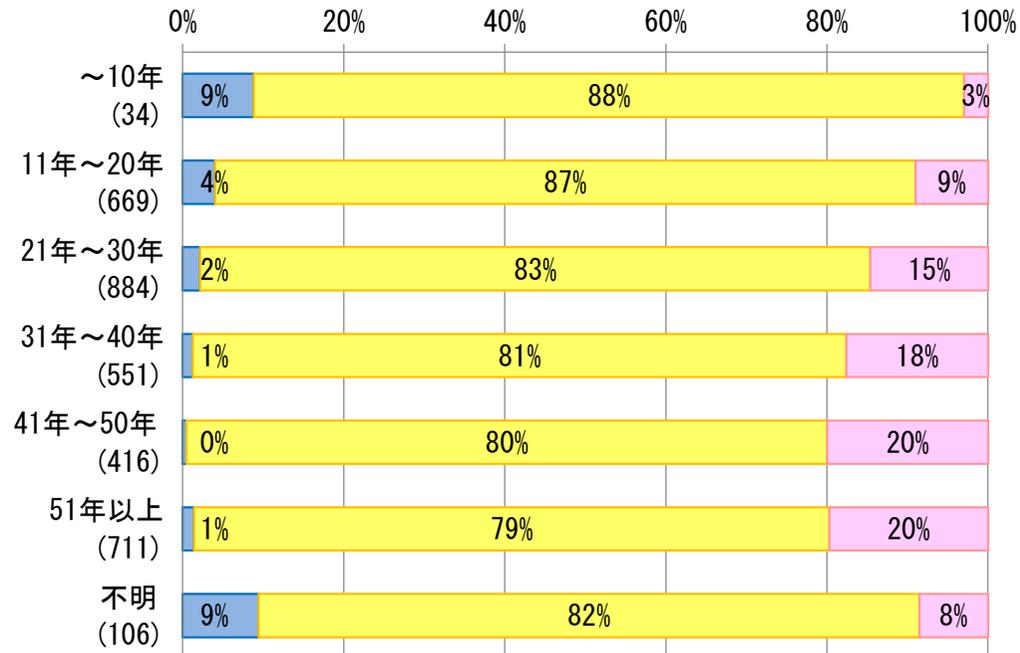
道路管理者別の遷移状況

■Ⅰ ■Ⅱ ■Ⅲ ■Ⅳ



建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)

■Ⅰ ■Ⅱ ■Ⅲ ■Ⅳ



※()内は、1巡目点検(2014年度～2018年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2023年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。